

資料編

1 策定の経過

年月日	内容
平成29年 6月27日	平成29年度第1回刈谷市スポーツマスタープラン策定部会
平成29年 8月 4日	平成29年度第2回刈谷市スポーツマスタープラン策定部会
平成29年 9月28日	平成29年度第3回刈谷市スポーツマスタープラン策定部会
平成29年10月13日	平成29年度第1回刈谷市スポーツ推進審議会
平成29年11月16日 ～ 平成29年11月30日	第3次刈谷市スポーツマスタープラン策定に係る市民・高校生・ 小中学生アンケート調査
平成30年 1月 4日 ～ 平成30年 2月15日	第3次刈谷市スポーツマスタープラン策定に係る団体調査
平成30年 2月 8日	平成29年度第4回刈谷市スポーツマスタープラン策定部会
平成30年 2月16日	平成29年度第2回刈谷市スポーツ推進審議会
平成30年 4月 1日 ～ 平成30年 4月17日	刈谷市スポーツマスタープラン策定委員会委員募集
平成30年 5月14日	平成30年度第1回刈谷市スポーツマスタープラン策定部会
平成30年 5月25日	平成30年度第1回刈谷市スポーツマスタープラン策定委員会
平成30年 7月10日	平成30年度第2回刈谷市スポーツマスタープラン策定部会
平成30年 8月 2日	平成30年度第3回刈谷市スポーツマスタープラン策定部会
平成30年 8月20日	平成30年度第2回刈谷市スポーツマスタープラン策定委員会
平成30年10月 2日	平成30年度第4回刈谷市スポーツマスタープラン策定部会
平成30年10月22日	平成30年度第3回刈谷市スポーツマスタープラン策定委員会
平成30年12月 3日 ～ 平成31年 1月 4日	パブリックコメントの実施
平成31年 1月15日	平成30年度第5回刈谷市スポーツマスタープラン策定部会
平成31年 1月24日	平成30年度第4回刈谷市スポーツマスタープラン策定委員会

2 策定組織

平成 29 年度：スポーツ推進審議会 委員名簿 (○印は会長)

職名	氏名	団体職名
学識経験者	○永田靖章	愛知教育大学 名誉教授
体育協会代表	平野忠彦	刈谷市体育協会 副会長
医師会代表	辻村 享	辻村外科病院 院長
地区代表	三治雄一	刈谷市自治連合会 監事
学校代表	稲生修一	刈谷市小中学校長会 代表
レクリエーション協会代表	近藤俊行	刈谷市レクリエーション協会 会長
企業代表	山内 潔	トヨタ車体(株) 総務部 部長
	岡田行永	H29. 12. 31 まで H30. 1. 1 から
スポーツ推進委員代表	野々山 昌 克	刈谷市スポーツ推進委員協議会 副会長
市民代表	馬原裕子	刈谷市婦人会連絡協議会 本部会計

平成 30 年度：スポーツマスタープラン策定委員会 委員名簿 (○印は委員長)

区分	氏名	団体名等
学識経験を有する者	○永田靖章	愛知教育大学 名誉教授
各種団体を代表する者	平野忠彦	刈谷市体育協会 副会長
	辻村 享	(刈谷医師会代表) 辻村外科病院 院長
	水野克己	刈谷市自治連合会 監事
	佐野吉則	刈谷市小中学校長会 代表
	近藤俊行	刈谷市レクリエーション協会 会長
	中村兼仁	(企業代表) アイシン精機(株)総務部 部長
	水鳥幸子	刈谷市スポーツ推進委員協議会 監事
	山口博子	刈谷市総合型地域スポーツクラブ研究会 会長
その他教育委員会が必要と認める者	上田喜久美	刈谷市婦人会連絡協議会 本部会計
	加藤直人	市民公募
	塚本高浩	市民公募

3 刈谷市スポーツ推進審議会に関する条例

平成6年4月1日

条例第15号

改正 平成7年3月31日条例第2号 平成19年3月26日条例第12号
平成20年3月28日条例第18号 平成23年9月27日条例第22号
平成28年3月28日条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、刈谷市スポーツ推進審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 刈谷市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会教育部スポーツ課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月31日条例第2号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日条例第12号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日条例第18号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月27日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の刈谷市スポーツ振興審議会に関する条例の規定により委嘱されている刈谷市スポーツ振興審議会の委員である者は、改正後の刈谷市スポーツ推進審議会に関する条例の規定により委嘱されている刈谷市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

（刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部改正）

- 3 刈谷市報酬額及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第36号中「スポーツ振興審議会委員」を「スポーツ推進審議会委員」に改める。

附 則（平成28年3月28日条例第18号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(設置)

第1条 刈谷市の長期的なスポーツ振興の指針やビジョンを示す刈谷市スポーツマスタープランを策定するため、刈谷市スポーツマスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、刈谷市スポーツマスタープランの策定に関し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから刈谷市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育部スポーツ課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、刈谷市スポーツマスタープランが策定された時にその効力を失う。

5 市民調査の状況

(1) 市民アンケート

	一般	高校生	小中学生
調査対象者	刈谷市在住の 18歳以上の男女	刈谷市内の高等学校に 通う高校2年生の生徒	刈谷市内の小中学校に 通う生徒 (小学5年生・中学2年生)
標本数	3,000人	1,456人	2,818人
抽出方法	無作為抽出法	層化抽出法	
回収数	987人	1,370人	2,697人
有効回収数	986人	1,370人	2,696人
有効回収率	32.9%	94.1%	95.7%
調査期間	平成29年11月		
調査方法	郵送配布、郵送回収	学校にて配布・回収	

■調査項目

	一般	高校生	小中学生
1. スポーツや運動に対する意識	○	○	○
体力や健康	○	-	-
スポーツや運動への興味関心	○	○	-
「する」スポーツ	○	○	○
「みる」スポーツ	○	○	○
「ささえる」スポーツ	○	○	-
2. スポーツや運動の実施の現況	○	○	○
3. 公共スポーツ施設	○	○	-
4. これからのスポーツや運動	○	○	-
5. 刈谷市にゆかりのあるスポーツ選手やチーム	○	○	○
6. スポーツや運動の全般（自由記述）	○	○	-
7. 回答者のプロフィール	○	○	○

(2) 団体調査

【団体：体育協会・レクリエーション協会加盟団体他】（回答率：100%）

1	陸上競技連盟	20	スキー連盟
2	テニス連盟	21	少林寺拳法連盟
3	剣道連盟	22	ボウリング連盟
4	サッカー連盟	23	綱引連盟
5	バドミントン連盟	24	グランドゴルフ連盟
6	柔道連盟	25	レクリエーション指導者クラブ
7	相撲連盟	26	民謡愛好会
8	軟式野球連盟	27	ゲートボール協会
9	卓球連盟	28	フォークダンスクラブ ウイズ
10	弓道連盟	29	愛知教育大学レクリエーションクラブ
11	バレーボール連盟	30	刈谷青年会議所
12	ソフトテニス連盟	31	ペタンク同好会
13	水泳連盟	32	インディアカ協会
14	ソフトボール連盟	33	ソフトバレーボール連盟
15	バスケットボール連盟	34	ユニホッケー協会
16	ヨット連盟	35	ミニテニス協会
17	ハンドボール連盟	36	スポーツ吹矢協会
18	レスリング連盟	37	スポーツ推進委員協議会
19	ライフル射撃連盟		

【団体：総合型地域スポーツクラブ】（回答率100%）

1	朝日総合スポーツクラブ	4	富士松総合スポーツクラブ
2	依佐美総合スポーツクラブ	5	雁が音総合スポーツクラブ
3	刈谷東総合スポーツクラブ	6	刈谷南総合スポーツクラブ

【団体：障害者関連団体】（回答率100%）

1	社会福祉協議会	2	身体障害者福祉協会
3	刈谷手をつなぐ育成会	4	刈谷市地域精神障害者家族会
5	刈谷市肢体不自由児・者父母の会		

【大学】（回答率：100%）

1	愛知教育大学	2	至学館大学
---	--------	---	-------

【企業：体育協会協力会社】 (回答率：100%)

1	株式会社豊田自動織機	6	株式会社デンソー
2	愛知製鋼株式会社	7	トヨタ紡織株式会社
3	株式会社ジェイテクト	8	豊田通商株式会社
4	トヨタ車体株式会社	9	津田工業株式会社
5	アイシン精機株式会社	10	小林クリエイト株式会社

【(企業関連) ホームタウンパートナーチーム】 (回答率：100%)

1	豊田自動織機シャイニングベガ	7	アイシン精機相撲部
2	豊田自動織機シャトルズ	8	シーホース三河
3	豊田自動織機シャイニーブルー	9	デンソーアイリス
4	ジェイテクトSTINGS	10	トヨタ紡織サンシャインラビッツ
5	トヨタ車体クインシーズ	11	トヨタ紡織陸上部
6	トヨタ車体ブレイヴキングス	12	FC刈谷

(3) パブリックコメント

対象者	市内在住、在勤または在学の人、市内に事務所または事業所を有する人、本プランに利害関係を有する人
実施期間	平成30年12月3日(月)～平成31年1月4日(金)
意見総数	1通 2件

第3次刈谷市スポーツマスタープラン

発行 2019（平成31）年3月

発行者 刈谷市 / 編集 教育部スポーツ課

〒448-0011 刈谷市築地町荒田1番地

TEL : 0566-63-6040

FAX : 0566-63-6889